

茅野市ネーミングライツ導入ガイドライン

1 趣旨

このガイドラインは、市が所有する施設、市が主催するイベント等（庁舎、学校等の市民生活に混乱又は誤解を招くおそれがあるものとして、市長がネーミングライツ事業にふさわしくないと認める施設等を除く。）について、愛称を付与する権利（以下「ネーミングライツ」という。）を与えるとともに、その権利を取得した者（以下「ネーミングライツパートナー」という。）が、その対価とする金額（以下「ネーミングライツ料」という。）を支払う制度に関し、適正な導入を図るため、基本的な考え方をまとめたものです。

2 ネーミングライツ導入の目的

企業等による広告の機会を拡大するとともに、ネーミングライツ料を市の新たな自主財源と捉え、また、これを確保し当該施設の管理運営や利用者のサービス向上に役立てることを目的とします。

3 対象施設等

対象施設等は、市の公共的な施設、市が主催するイベント等のうち、多くの利用者が見込める施設、イベント等を対象とします。

なお、施設の性格から愛称を付することが適当でない施設（市役所庁舎、学校等）は、ネーミングライツの導入対象外とします。その他、選定しようとする施設が指定管理者制度をすでに導入している場合は、指定管理者の不利益にならないよう、あらかじめ市が当該指定管理者と協議を行い、必要に応じ指定管理者との契約書等を変更し、疑義が生じないようにします。

4 導入の手続き

ネーミングライツの導入は、以下の「特定募集型」又は「提案募集型」の方法により手続を進めるものとします。

なお、いずれの場合においても、対象施設等とした施設を所管する課等が手続を進めるものとします。

(1) 特定募集型

市が対象となる施設を特定した上で募集を行い、ネーミングライツパートナーを決定します。

(2) 提案募集型

企業等から対象施設の提案を受け付けます。また、提案があった施設について、市が改めてネーミングライツの募集を行うことにより複数の応募が見込まれる場合は、その手続きの途中で特定募集型に転換することがあります。

5 募集手続き等

(1) 募集方法

募集は原則、公募とし、市の広報、ホームページの掲載等により行います。ただし周知等は当該施設等を所管する課等が行います。

(2) 費用負担

応募に要する経費は、全て応募者の負担とします。

(3) 募集要項

特定募集型、提案募集型ともに応募に必要な次の事項を記載した募集要項を作成し、茅野市広告掲載実施要綱（平成23年茅野市告示第316号）第8条に規定する茅野市広告審査委員会（以下、審査委員会という）の審査を受けます。

- ① 目的
- ② 募集する対象施設等（名称、所在地、設置目的、概要等）
- ③ 募集概要（愛称の制限、ネーミングライツパートナーの特典、契約期間、ネーミングライツ料、名称変更に伴う費用負担、応募資格、留意事項等）
- ④ 応募方法（募集期間、応募先、質問事項の受付、応募手段等）
- ⑤ 審査方法（審査基準等）
- ⑥ 契約
- ⑦ その他（愛称の周知。指定管理者との協議など）
- ⑧ 問い合わせ先

(4) 募集期間

特定募集型は、公平性・公正性の確保のため、概ね30日以上の間を設けるものとします。提案募集型については、募集開始後、年度をとおして募集しますが、応募があった施設については、その時点で募集を終了します。

6 応募資格

茅野市ネーミングライツ事業実施要綱（令和5年茅野市告示第 号）第4条に該当する者については、応募することができません。

7 ネーミングライツパートナーの特典

ネーミングライツパートナーは、施設管理者と協議の上、ネーミングライツの他に次の特典を付与することができる。ただし、設置や変更に関わる費用はネーミングライツパートナーの負担とする。

- (1) 敷地内外の看板表示の変更（施設看板や道路標識等）
- (2) 展示・広告スペースの利用等

8 愛称の条件

市民生活に混乱又は誤解が生じることを避けるため、付与できる愛称は、次の条件を満たすものとします。

なお、条例等で定める施設の名称は変更できません。そのため、施設への誘導を目的として作成する印刷物等については、条例等で定める施設の名称を併記する場合があります。

- (1) 親しみやすさや呼びやすさなど、市民等の理解が得られる愛称とします。
- (2) 茅野市ネーミングライツ事業実施要綱第6条に定める条件を満たすものとし

ます。

- (3) 契約期間中、原則として愛称の変更は行わないものとします。ただし、ネーミングライツパートナーの社名変更など特段の事情がある場合は、協議の上、変更できるものとします。

9 事業期間

原則5年以上とし、施設の設置目的等に応じて決定します。ただし、指定管理者制度導入施設については、指定管理者と協議をして設定します。

10 選定方法

企業等から応募があった場合、応募のあった施設を所管する課等は、審査委員会の審査を受けます。審査委員会は応募事案ごとに開催し、応募者が1者の場合でも、ネーミングライツパートナーとしてふさわしいか否かについて審査・選定を行います。

特定募集型の場合は、募集期間終了後、30日以内に募集要項作成時に決定した審査基準により優先交渉権者の決定を行います。

提案募集型の場合は、提案を受けた日の翌日から、30日以内に次の基準を参考に採用の可否等の審査・選定を行います。

- (1) 対象施設のネーミングライツパートナーとして、施設と提案した企業等の理念・事業内容等がマッチしているか否かの別
- (2) 提案された愛称が市民に受け入れられるか、親しみやすいか、浸透しやすいか、施設の場所や性格等に混乱や誤解を与えないか否かの別
- (3) ネーミングライツ料は妥当か否かの別
- (4) 事業期間は妥当か否かの別
- (5) 提案があった施設について、市が改めてネーミングライツの募集を行うことにより複数の応募が見込めるため、特定募集型に転換する必要があるか否かの別

11 審査結果の通知

施設を所管する課等は、審査後、全ての応募者に審査結果を文書で通知します。

12 契約の締結とネーミングライツパートナーの公表

特定募集型において協議が整った場合、又は提案募集型においてネーミングライツパートナーの候補者との協議が整った場合は、ネーミングライツパートナーとして決定し、ネーミングライツ事業に関する契約を締結します。その後、速やかにネーミングライツパートナーの名称、施設の愛称、事業期間を市のホームページ及び広報ちのにおいて公表します。

13 費用負担

市とネーミングライツパートナーの費用負担は次の表によるものとし、このことに係る費用はネーミングライツ料に含まれません。また、区分の詳細はそれぞれの施設の特性に合わせて決定することとします。

なお、施設の愛称については、ネーミングライツパートナーの決定から概ね3か月後を目途に使用を開始します。愛称の使用開始日において、看板等の表示変更が完了し

ていない場合であっても、事業期間及びネーミングライツ料は変更しません。

	市	ネーミングライツパートナー
施設内外の看板		○
契約期間終了後の原状復旧		○
市のホームページ、広報紙や市が発行するチラシ等の印刷物表記変更	○	

※ 市や関係機関と協議の上、変更可能な表示について行えるものです。

また、新規看板等の設置については、設置の可否について協議が必要になります。

14 管理・運用

事業期間開始後における管理及び運用方法は、それぞれの施設の特性に合わせて適切に行うものとします。その内容については、施設の所管課が定める諸要件に従うこととします。

15 契約の解除

事業期間中は、契約を解除することは原則できません。ただし、市又はネーミングライツパートナーのうちいずれかの責めに帰すべき事由又は信用失墜行為により、相手方又は施設のイメージを損ねるおそれがあると判断したときは、事業期間によらず契約を解除できることとします。この場合において、ネーミングライツパートナーの責めに帰すべき事由により契約を解除する場合は、市は既納のネーミングライツ料を返還しません。

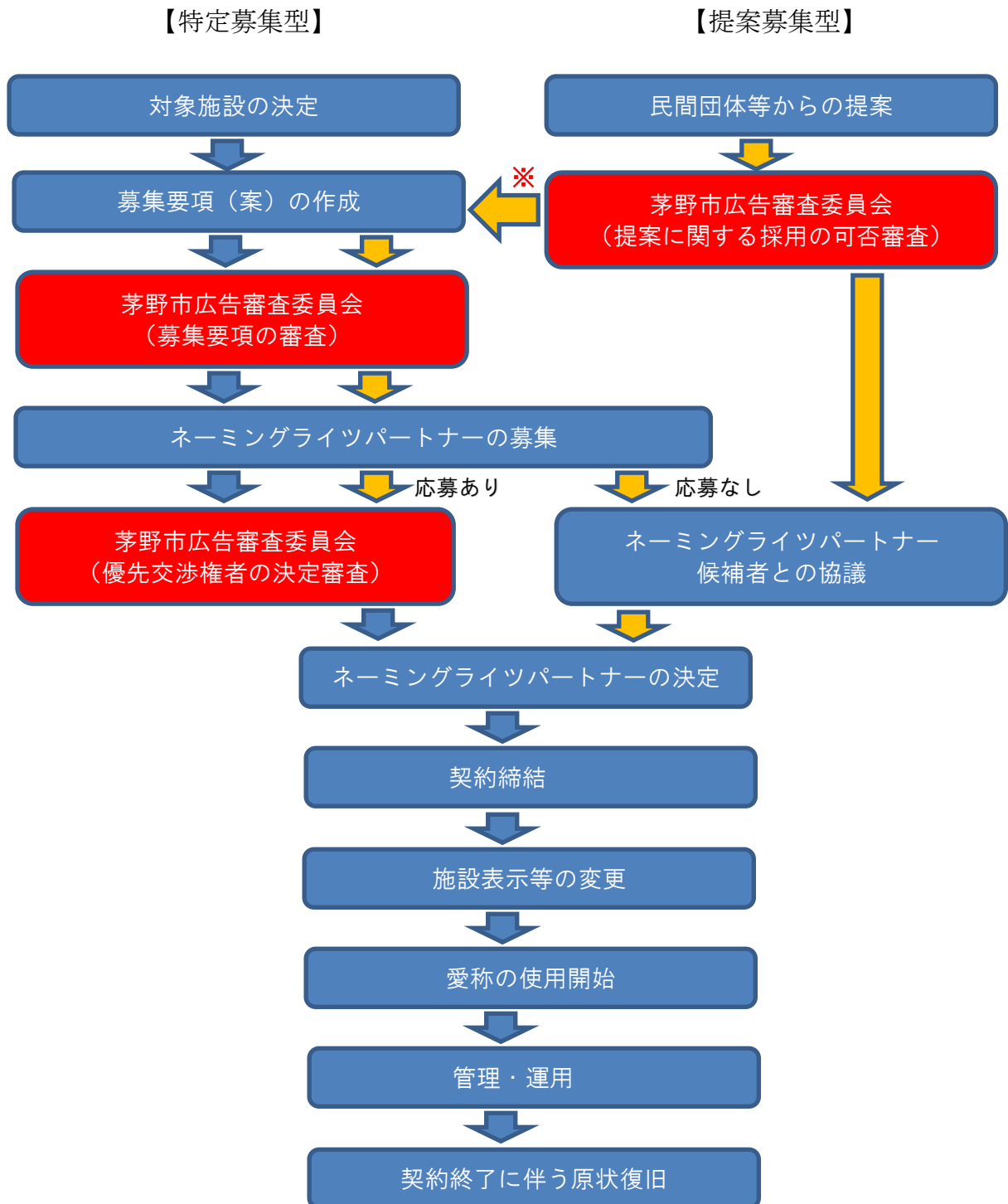
なお、原状復旧等に係る費用はネーミングライツパートナーの負担とし、さらに市は必要に応じて損害賠償を請求できることとします。

また、契約の解除に伴い、ネーミングライツパートナーに損害が発生した場合であっても、市はその責任を負いません。

施行日

このガイドラインは、令和5年4月1日から施行します。

ネーミングライツ事業フロー図



※提案があった施設について、市が改めてネーミングライツの募集を行うことにより、複数の応募が見込まれる場合はその手続の途中で特定募集型に転換することがあります。